

## 下水道法第 16 条に関する指導要綱

平成 31 年 3 月 1 日  
上下水道事業管理者 決定

### (目 的)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 16 条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う加古川市公共下水道の施設に関する工事又は維持管理等(以下「事業」という。)について一定の基準を定め、健全な公共下水道施設の建設及び維持管理に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、加古川市公共下水道認可区域内に適用する。

2 既設公共下水道本管から延長する新設下水道本管及び新設取付管とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道施設とは、事業者が道路・公道等に築造しようとする下水道マンホール、下水道管、取付管及び公共ますとする。
- (2) 公道とは、道路法上の道路及び建築基準法第 42 条に規定される道路とする。

### (事前協議)

第4条 事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、法令等に基づく許認可を求める前に、事業に関して上下水道事業管理者に、公共下水道施設工事事前協議書(様式第 1 号)を提出し、この要綱に基づき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号によるものは、この限りではない。

- (1) 加古川市開発事業の調整等に関する条例第 2 条第 3 項の A または第 4 項の A に該当するもの。
- (2) 既設公共下水道管から取付管を設置するもの。
- (3) その他、上下水道事業管理者が、軽微なものと認めたもの。

### (要件)

第5条 事業は、次の各号の要件をすべて備えたものでなければならない。

- (1) 加古川市公共下水道の計画に添ったものであること。
- (2) 日本下水道協会「下水道施設計画設計指針」、「加古川市下水道管渠工事設計便覧」及び「加古川市下水道管渠工事標準仕様書」に基づいた設計施工であること。

- (3) 都市計画法、建築基準法、その他関係法令に適合していること。
- (4) 下水道施設の施工完了後は、上下水道局へ無償で譲渡すること。
- (5) 対象とする土地建物に事業者以外の権利者がある場合は、その承諾を得たものであること。
- (6) 地元利害関係者の承諾を得ていること。
- (7) 地下埋設物が存在する場合は、その関係者との協議が整っていること。
- (8) その他、上下水道事業管理者が必要と認めたもの。

(申請)

第6条 事業者は事前協議が整った後、次の各号に定める書類を提出し、上下水道事業管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 工事施行承認申請書(様式第2号) 正副2通
- (2) 損害賠償責任負担請書(様式第3号)
- (3) 公共下水道施設無償譲渡誓約書(様式第4号)
- (4) 公共下水道受益者負担金納入誓約書(様式第5号)

2 前項第1号の申請書には、下水道施設の位置図その他必要とする書類を添付しなければならない。

(承認)

第7条 上下水道事業管理者は、前条の申請に対し申請の内容を審査し、第1条の目的に資するものは、工事施行承認書(様式第6号)を交付する。

(工事の着手)

第8条 事業者は、前条の承認後でなければ工事に着手してはならない。

2 道路占用申請等の許可及びその他手続き後、工事に着手すること。また、当該工事に関係する住民への周知を図らなければならない。

3 工事に着手したときは、次の各号に定める書類を速やかに提出すること。

- (1) 工事着手届(様式第7号)
- (2) 道路占用申請書及び許可書の写し
- (3) その他、上下水道事業管理者が必要と認めたもの

(費用負担)

第9条 事業に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

(受益者負担金の適用)

第10条 工事施行承認工事に係わる開発行為等を行う区域の土地については、加古川市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第33号)(以下「条例」という。)の規定を適用する。

2 前項の条例に係る負担金の賦課がされていない土地又は負担金の徴収猶予等により当該負担金が納付されていない場合で、負担金の賦課及び徴収猶予の取り消しがあった時は、公共下水道受益者負担金納入誓約書(様式第5号)により負担金の納付を確約しなければならない。

(工事の完成)

第11条 事業者は、下水道管布設後、上下水道事業管理者に工事(中間)検査依頼書(様式第8号)を提出し、路盤までの転圧が完了した時点で中間検査を受けること。

2 事業者は、下水道施設の工事が完了したときは、速やかに上下水道事業管理者に工事完了届兼完了検査依頼書(様式第9号)を提出し、検査を受けること。不合格の場合は、速やかに手直しを行い、再検査を受けること。

(移管)

第12条 事業者は、前条の完成検査に合格した下水道施設については、下水道施設無償譲渡申請書(様式第10号)に関係図書を添えて、上下水道事業管理者に無償譲渡するものとする。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定により譲渡を引き受けた場合には、下水道施設譲渡引受書(様式第11号)により、事業者に通知するものとする。

(かし担保)

第13条 事業者は、前条の規定により移管の完了日から2年間施設のかしを補修し、又はそのかしから生じる損害について、上下水道事業管理者又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

(承認の取り消し)

第14条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又は条件を変更し、若しくは新たに条件を付けることができる。

(1) 承認の目的、又は条件に違反したとき。

(2) 公共性に著しく伴わなくなったとき。

(3) その他、上下水道事業管理者が適当でないと認める行為をしたとき。

2 前項の規定による損害については、上下水道局はその責任を負わない。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、上下水道局と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。